

仕様書

1. 工事名

7 唐東工第 3 号 唐津東高等学校体育館照明設備 LED 化工事

2. 工事場所

佐賀県唐津市鏡新開 1 番地 佐賀県立唐津東高等学校

3. 工事内容

- ・ 既設照明の撤去（機器ごと）及び LED 照明機器（撤去品相当）の新設
- ・ 配線は既設品を流用する。
- ・ 必要に応じ照明器具を支持材に緊結すること。
- ・ 改修内容は、別紙「工事費内訳書」を参照すること。
- ・ 設置後の照度等は、「JIS Z 9110：照明基準総則（2010）表 1 1－学校」で定める基準を満たすこと。
- ・ 既存タイマーとの接続調整を行うこと。

4. 仕様・数量

No.	設置場所	仕様（参考品）	数量
①	器具室 2	LSS10-4-65LN 6,900 lm 以上	2 台
②	放送室	LRS3-4-65LN 6,680 lm 以上	2 台
③	器具室 1	LSS10-4-65LN 6,900 lm 以上	3 台
④	出入口（4 ヲ所）	LBF3MP/RP-2-13LN 2,000 lm 以上	4 台
⑤	外部階段（1 階）	20 形 MP/RP 800 lm クラス	3 台
⑥	更衣室	LSS9-4-30LN 3,200 lm 以上	4 台
⑦	玄関	LRS1RP-08LN 960 lm 以上	4 台
⑧	準備室	LRS3SA20-4-66LN 6,600 lm 以上	6 台
⑨	外部階段（2 階）	LBF3MP/RP-2-13LN 2,000 lm 以上	1 台
⑩	アリーナ	LSR2W-400LJ 42,000 lm 以上	2 4 台
⑩	アリーナ	側面ガード	2 4 台
⑩	アリーナ	下面ガード	2 4 台
⑩	アリーナ	ワイヤー1.5m程度	2 4 台

5. 工期

契約締結日から令和8年3月27日（金）までとする。

6. 工事遂行上の諸注意

- ①本工事発注仕様書に記載の事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受託者が協議の上、監督員の指示に従い、工事を遂行するものとする。
- ②本工事を適正かつ円滑に実施するため、受託者は監督員と常に密接な連絡を取り、工事の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員・受託者協議を行うものとする。
- ③監督員が必要と認めた時は、工事中止をすることがある。この場合の変更については、監督員・受託者協議の上、定めるものとする。
- ④工事期間とその時間については学校運営に支障が生じないように十分に監督員と協議を行うこと。
- ⑤移動式足場（ローリングタワー）を使用すること。
- ⑥動作確認（点灯確認）・照度測定、調整し結果報告書を提出すること。また、体育館天井の平均照度は現況の照明が全て点灯した際の平均照度を下回らないこと。
- ⑦その他、撤去及び設置にかかる全ての経費を含めること。
- ⑧産業廃棄物処分費を含めること。
- ⑨この仕様書に記載がない点については佐賀県建設工事請負契約約款、佐賀県財務規則によること。

7. 図面の貸与

受託者は、本工事に必要と認められる資料については、発注者から貸与を受けるものとするが、忘失、汚損、破損等のないように取り扱いに留意し、善良な管理をもって保管しなければならないが、本工事完了後は、遅延なく発注者に返却するものとする。

8. 損害に対する責任

受託者は、本工事中又は工事後といえども、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずると共に、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

9. 成果品及び提出部数

- ①工事写真の提出を求めるので、材料検収、施工前、施工中、竣工の写真を整備し工事成工後に提出すること。

※産業廃棄物を処分したことがわかる資料を添付すること。

- ②各機器の取扱説明書及び保証書（メーカー保証）・・・1部

※保証期間については、1年以上とする。

- ③設置後の照度測定結果・・・1部

10. 完了検査

- ①受託者は完成検査を受けるに際し、完了通知書を提出の上、発注者の検査を受け、対応が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと対応を行うものとする。
- ②対応にかかる費用については、全て受託者の負担とする。

11. 工事完成図書等の提出先

佐賀県立唐津東高等学校 事務室

〒847-0028 佐賀県唐津市鏡新開1番地